平成２４年（フ）第２９６号
三重県津市一身田町313番地２　県営住宅Ｐ14棟303号室
債務者　岩崎　孝充
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３００号
三重県津市芸濃町林1270番地６
債務者　渡邊　香月
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４号
三重県松阪市中林町50番地３
債務者　山本　智彦
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１９号
三重県津市栗真町屋町371番地２　マロンハウス105号、前住所三重県鈴鹿市桜島町５丁目７番地１
債務者　鈴木　芳樹
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２１号
三重県津市白塚町3521番地　Ｂｅｅ205、前住所三重県津市安濃町安濃2560番地96　サンライズ東海浜井場寮215
債務者　山下　信裕
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２０３号
滋賀県彦根市高宮町925番地１　ベルジュ・エルマーノ104号室、住民票上の住所滋賀県彦根市開出今町1800番地　Ｂ―215号
債務者　山口　祥貴（旧姓才賀）
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１１３４号
神戸市垂水区本多聞２丁目23番８―204号
債務者　多田　紀子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６４号
神戸市中央区野崎通３丁目１番19―102号、従前の住所神戸市兵庫区塚本通４丁目２番11―502号
債務者　羽渕　　勝
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３０号
神戸市垂水区青山台４丁目２番３―315号、従前の住所神戸市兵庫区水木通１丁目１番６号　ナショナルビル５Ｆ
債務者　メロディールーム筧こと　筧　　千枝（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４８号
神戸市北区有野台１丁目６番Ａ８棟305号
債務者　岡田　公子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５５号
神戸市東灘区御影石町３丁目12番21―604号、従前の住所神戸市長田区浜添通２丁目２番21号
債務者　林　　里美（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７１号
神戸市灘区新在家南町１丁目１番３―403号
債務者　佐々木直子（旧姓下村）
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７７号
神戸市中央区大日通１丁目２番10―611号
債務者　勝間洋二郎
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２号
鳥取県西伯郡南部町福成1689番地３、住民票上の住所鳥取県米子市淀江町本宮267番地
債務者　本田　　寛
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１１６号
広島市西区庚午中２丁目９番23―202号
債務者　小林　　淳
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３０号
広島県安芸郡海田町中店16番23号
債務者　渡邊　浩一
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部